

表 3.2-29 各自治体における地域の区域区分

市名	類型	指定地域
市川市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、に江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に接する地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、第一特別地域*、江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種住居地域及び近隣商業地域に接する地域
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域*を除く。）及び第二特別地域*及び工業地域（ただし、第二特別地域*を除く。）及び工業専用地域
	備考	※第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲30メートル以内の地域 ※第二特別地域：工業地域のうち、第一種住居地域又は第二種住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域又は第二種住居地域の周囲30メートル以内の地域
船橋市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域の一部*
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	備考	※市街化調整区域の一部：市場2丁目、市場5丁目、馬込町、夏見1丁目、夏見5丁目、夏見7丁目、夏見台2丁目、夏見台4丁目、夏見台6丁目、夏見町2丁目、東町、米ヶ崎町、高根町、金杉町、三咲町、飯山満町1丁目、飯山満町2丁目、大穴町、薬円台3丁目、新高根1丁目、高野台4丁目、高野台5丁目、八木が谷2丁目、八木が谷3丁目、八木が谷4丁目、八木が谷5丁目、みやぎ台1丁目、みやぎ台2丁目、みやぎ台3丁目、みやぎ台4丁目、二和東1丁目、二和東2丁目、二和東3丁目、二和東4丁目、二和東5丁目、二和西2丁目、二和西3丁目、二和西4丁目、二和西5丁目、二和西6丁目、三咲1丁目、三咲3丁目、三咲4丁目、三咲5丁目、三咲6丁目、三咲7丁目、三咲8丁目、三咲9丁目、南三咲4丁目、金杉1丁目、金杉2丁目、金杉3丁目、金杉4丁目、金杉8丁目、金杉9丁目、大穴南2丁目、大穴南4丁目、大穴北5丁目、大穴北1丁目、駿河台1丁目、駿河台2丁目、藤原5丁目、藤原6丁目、藤原7丁目、藤原8丁目、旭町1丁目、旭町3丁目、旭町4丁目、旭町5丁目及び旭町6丁目の全部の地域並びに松が丘2丁目、八木が谷町、大穴南3丁目及び大穴北8丁目の一部の地域
松戸市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業専用地域
柏市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
八千代市*	a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第1特別地域*
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第1特別地域を除く）、第2特別地域*、市街化調整区域の一部*、工業地域、工業専用地域（第1特別地域、第2特別地域を除く）
	備考	※第1特別地域：準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域 ※第2特別地域：工業地域及び工業専用地域のうち第一種・第二種住居地域、準住居地域に接する地域であり第一種・第二種住居地域、準住居地域の周囲50メートル以内の地域 ※市街化調整区域の一部：大字保品字南、郷及び須賀の全部の地域、大字米本字下宿東、上宿東、上宿西、内宿北、内宿南、天神輪、円道及び松輪の全部の地域、大字島田台字鶴作台、寅高入、大東台、東桑橋台、追分、東山久保、間見穴、神明前、神久保道、菖蒲台、神明脇、木戸場、嶋田道、大久保、高塙及び鼠坂の全部の地域並びに大字桑橋字作ヶ谷津、マロウ及び本郷台の全部の地域
鎌ヶ谷市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域*、鎌ヶ谷市くぬぎ山一丁目、くぬぎ山二丁目及びくぬぎ山三丁目の準工業地域のうち松戸市松飛台の第一種低層住居専用地域に接する地域であって、この第一種低層住居専用地域の周囲50メートルの地域
	c 区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）
	備考	※第一特別地域：準工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域
印西市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
白井市*	a 区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	c 区域	近隣商業地域、準工業地域、工業専用地域

市川市告示第127号 平成24年4月1日

船橋市告示第68号 平成15年3月7日

松戸市告示第154号 平成24年3月30日

柏市告示第76号 平成20年3月31日

八千代市告示第108号 平成24年3月30日

鎌ヶ谷市告示第27号 平成24年3月30日

印西市告示第33号 平成24年3月30日

白井市告示第38号 平成24年3月30日

*ただし、学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲50メートル以内の区域における規制基準は、上記の値から5デシベルを減じた値とする。（八千代市、白井市）

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(2) 振動規制法第十六条第1項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は表 3.2-30 に、区域区分は表 3.2-31 に示すとおりです。

表 3.2-30 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分		基準値
	昼間 8時～19時	夜間 19時～翌日の8時	
第一種区域	65デシベル	60デシベル	
第二種区域	70デシベル	65デシベル	

振動規制法施行規則 昭和51年11月10日総理府令第58号

道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間 昭和52年11月29日千葉県告示第780号

表 3.2-31 各自治体における道路交通振動の要請限度の区域の区分

市名	区域の区分	指定地域
市川市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
船橋市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域の一部*
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	備考	※市街化調整区域の一部：市場2丁目、市場5丁目、馬込町、夏見1丁目、夏見5丁目、夏見7丁目、夏見台2丁目、夏見台4丁目、夏見台6丁目、夏見町2丁目、東町、米ヶ崎町、高根町、金杉町、三咲町、飯山満町1丁目、飯山満町2丁目、大穴町、薬円台3丁目、新高根1丁目、高野台4丁目、高野台5丁目、八木が谷2丁目、八木が谷3丁目、八木が谷4丁目、八木が谷5丁目、みやぎ台1丁目、みやぎ台2丁目、みやぎ台3丁目、みやぎ台4丁目、二和東1丁目、二和東2丁目、二和東3丁目、二和東4丁目、二和東5丁目、二和西2丁目、二和西3丁目、二和西4丁目、二和西5丁目、二和西6丁目、三咲1丁目、三咲3丁目、三咲4丁目、三咲5丁目、三咲6丁目、三咲7丁目、三咲8丁目、三咲9丁目、南三咲4丁目、金杉1丁目、金杉2丁目、金杉3丁目、金杉4丁目、金杉8丁目、金杉9丁目、大穴南2丁目、大穴南4丁目、大穴南5丁目、大穴北1丁目、駿河台1丁目、駿河台2丁目、藤原5丁目、藤原6丁目、藤原7丁目、藤原8丁目、旭町1丁目、旭町3丁目、旭町4丁目、旭町5丁目及び旭町6丁目の全部の地域並びに松が丘2丁目、八木が谷町、大穴南3丁目及び大穴北8丁目の一部の地域
松戸市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
柏市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	備考	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
八千代市*	第一種区域	近隣商業地域、商業地域、市街化調整区域の一部*
	第二種区域	※市街化調整区域の一部：大字保品字南、郷及び須賀の全部の地域、大字米本字下宿東、上宿東、上宿西、内宿北、内宿南、天神輪、円道及び松輪の全部の地域、大字島田台字鶴作台、寅高入、大東台、東桑橋台、追分、東山久保、間見穴、神明前、神久保道、菖蒲台、神明脇、木戸場、鳴田道、大久保、高堀及び鼠坂の全部の地域並びに大字桑橋字作ヶ谷津、マロウ及び本郷台の全部の地域
	備考	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
鎌ヶ谷市	第一種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	第二種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
印西市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
白井市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、準工業地域
	備考	*ただし、学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲50メートル以内の区域における規制基準は、上記の値から5デシベルを減じた値とする。

市川市告示第132号 平成24年4月1日

船橋市告示第72号 平成15年3月7日

松戸市告示第200号 平成25年4月12日

柏市告示第78号平成20年3月31日

八千代市告示第110号 平成24年3月30日

八千代市告示第111号 平成24年4月1日

八千代市告示第112号 平成24年3月30日

*ただし、学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲50メートル以内の区域における規制基準は、上記の値から5デシベルを減じた値とする。

鎌ヶ谷市告示第28号平成24年3月30日

印西市告示第38号 平成24年3月30日

白井市告示第43号 平成24年3月30日

(3) 水質汚濁防止法第三条第3項の規定による排水基準が定められた区域及び第四条の二第1項に規定する指定地域

「水質汚濁防止法第3項」の規定による指定地域は、図3.2-11に示すとおりです。事業実施想定区域及びその周囲においては、市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、松戸市、八千代市の一部が該当します。



図 3.2-11 水質汚濁防止法による指定地域

出典:「水質汚濁防止法に規定する指定水域及び指定地域」(更新日:平成28年8月1日、千葉県ホームページ)

8) 土壤汚染対策法第六条の規定により指定された区域

「土壤汚染対策法」では、特定有害物質の汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を要措置区域として指定しています。事業実施想定区域及びその周囲においては、表3.1-17(1)～(2)及び図3.1-18に示したとおり、要措置区域が存在します。

9) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」では、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、顕著な普遍的価値を有すると認められるものの一覧表を公表することが定められています。

事業実施想定区域及びその周囲においては、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域は存在しません。

10) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では、国内希少野生動植物種の保存のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができます。

事業実施想定区域及びその周囲においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による生息地等保護区は存在しません。

11) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」では、湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するために、国際的に重要な湿地を指定しています。事業実施想定区域及びその周囲においては、同条約により指定された湿地は存在しません。

日本では、ラムサール条約登録に向けた基礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に「日本の重要湿地 500」が平成 13 年に選定・公表され、平成 26 年度に見直しが行われました。事業実施想定区域及びその周囲において選定されている「重要湿地」を表 3.2-32、図 3.2-12（図 3.1-26 の再掲）に示します。

表 3.2-32 「重要湿地」の選定地

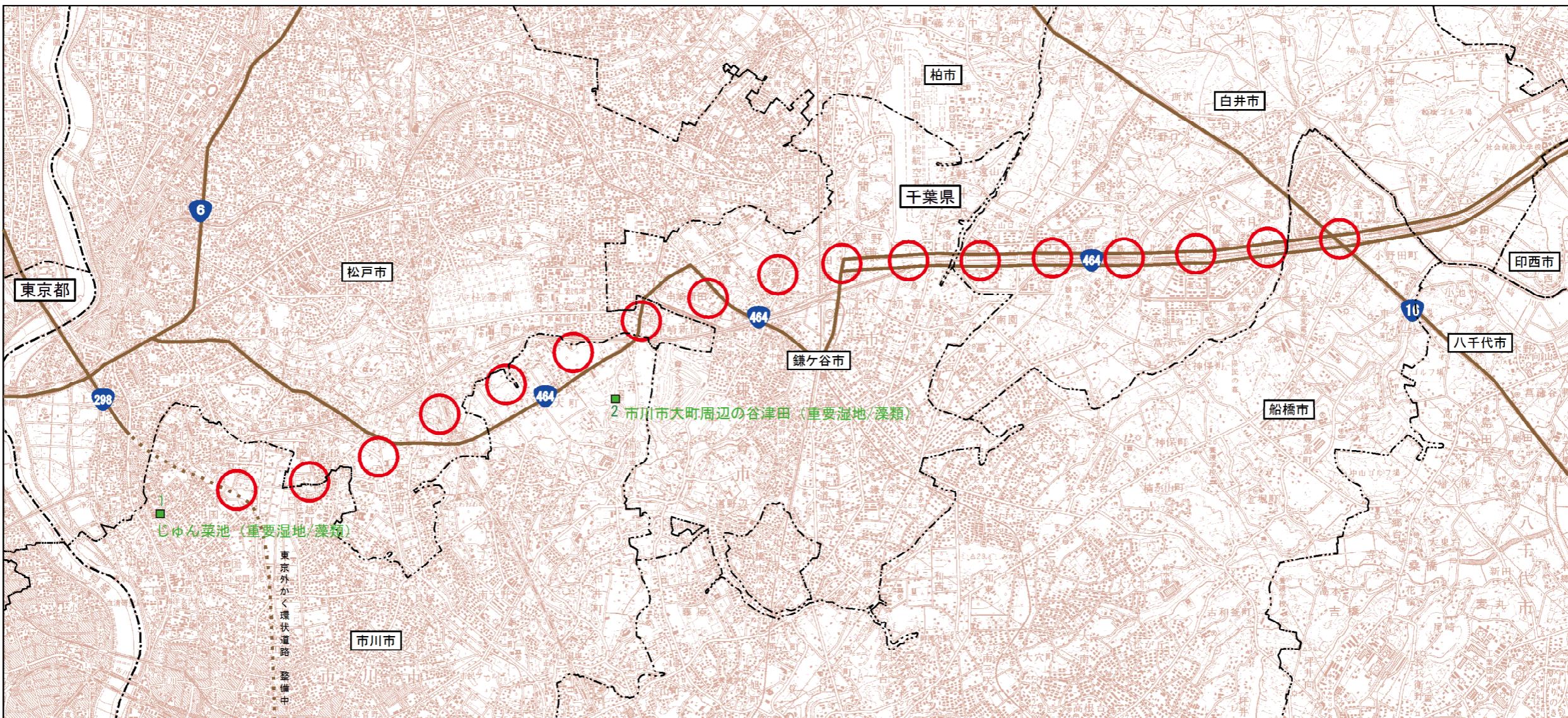
市名	湿地名	生物分類群	選定理由
市川市	じゅん菜池	淡水藻類	イノカシラフラスコモの生育地
		昆虫類	貴重な種を含むトンボ類が豊富に見られる
	市川市大町周辺の谷津田	淡水魚類*	スナヤツメ、ホトケドジョウなどの生息地

出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」（環境省自然環境局、平成 29 年 7 月閲覧）

12) 文化財保護法第百九条第1項の規定により指定された名勝又は天然記念物又は同法第百三十四条第1項の規定により指定された重要文化的景観

事業実施想定区域及びその周囲においては、表 3.1-41～43 及び図 3.1-27 に示したとおり、指定文化財が全部で 74 件（国指定文化財：11 件、県指定文化財：4 件、市指定文化財：59 件）存在しています。

なお、事業実施想定区域及びその周囲においては、重要文化的景観はありません。



凡 例

記号	名 称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
-----	市区界

記号	種別	No.	行政区	名 称
■	重要湿地	1	市川市	じゅん菜池 (藻類)
		2		市川市大町周辺の谷津田

出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」（環境省自然環境局、平成29年7月閲覧）

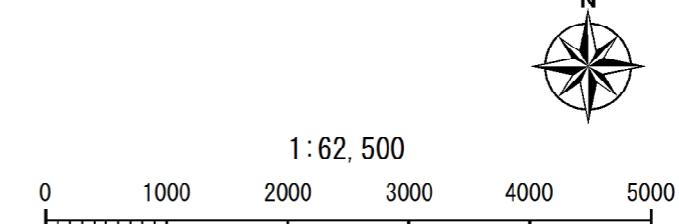


図 3.2-12 重要湿地位置図
【図 3.1-26 の再掲】

13) **自然公園法第五条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域**

「自然公園法」では、国民の保健等に役立てるとともに、生物多様性の確保に寄与するために、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の区域を指定しています。事業実施想定区域及びその周囲においては、「千葉県の自然公園一覧表」に示されている自然公園は存在しません。

14) **自然環境保全法第十四条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第1項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域**

千葉県では、「千葉県自然環境保全条例」に基づき、優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくために、自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域の地域指定を行っています。

事業実施想定区域及びその周囲においては、表 3.2-33、図 3.2-13 に示すように、船橋市の「八王子神社の森郷土環境保全地域」が自然環境保全地域に指定されています。

表 3.2-33 自然環境保全地域の指定状況

地域名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	地域の内容
八王子神社の森 郷土環境保全地域	船橋市古和釜	1.08	平成 6 年 3 月 8 日	スギ・ヒノキ・サワラなどの人工林に、モミ・スダジイ・アカガシ・コナラ・アカシデなどの大径木が混在し、良好な自然環境を形成している。

出典：「自然環境保全地域の指定状況」（更新日：平成 28 年 9 月 15 日、千葉県ホームページ）

15) **首都圏近郊緑地保全法第三条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域**

「首都圏近郊緑地保全法」では、首都圏近郊整備地帯において、良好な自然環境と相当規模の広さを有している緑地を保全するために、近郊緑地保全区域を指定しています。事業実施想定区域及びその周囲においては、首都圏近郊緑地保全区域は存在しません。

16) **瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の七の規定により指定された自然海浜保全地区**

「瀬戸内海環境保全特別措置法」では、瀬戸内海の環境の保全を図るために、自然海浜保全地区を指定しています。千葉県については、同法に係る関係自治体ではありません。

